

◎佐賀県条例第3号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～9 略					1～9 略				
10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験を受けようとする者	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,500円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,500円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,600円</u>	受験申込みのとき	10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験を受けようとする者	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700円</u>	受験申込みのとき
11～28 略					11～28 略				
29 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は	丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責	丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取	<u>17,000円</u>	受験申込みのとき	29 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は	丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責	丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取	<u>18,000円</u>	受験申込みのとき

改正前					改正後				
火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	任者免状に係る試験を受けようとする者	扱保安責任者試験手数料			火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	任者免状に係る試験を受けようとする者	扱保安責任者試験手数料		
30～44 略					30～44 略				
45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験を受けようとする者	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,600円（電子申請にあっては、 <u>7,100円</u> ） (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,000円（電子申請にあっては、 <u>5,500円</u> ）	受験申込みのとき	45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験を受けようとする者	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,900円（電子申請にあっては、 <u>7,400円</u> ） (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,200円（電子申請にあっては、 <u>5,700円</u> ）	受験申込みのとき
46～48 略					46～48 略				
49 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第	製造保安責任者試験を受け	製造保安責任者試験	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安	受験申込みのとき	49 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第	製造保安責任者試験を受け	製造保安責任者試験	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安	受験申込みのとき

改正前				改正後			
1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	ようとする者	手数料	責任者試験 <u>9,000円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,500円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u> （電子申請にあつては、 <u>7,900円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,500円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子申請	1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	ようとする者	手数料	責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,800円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,200円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,800円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請

改正前					改正後				
			にあつては、 <u>8,500円</u> (5) 第三種冷 凍機械責任者 免状に係る製 造保安責任者 試験 <u>8,400</u> <u>円</u> (電子申請 にあつては、 <u>7,900円</u> )					にあつては、 <u>8,800円</u> (5) 第三種冷 凍機械責任者 免状に係る製 造保安責任者 試験 <u>8,700</u> <u>円</u> (電子申請 にあつては、 <u>8,200円</u> )	
50～57 略					50～57 略				
58 電気工事士 法（昭和35年 法律第139号） 第4条第2項 の規定に基づ く電気工事士 免状の交付	電気工事 士免状の 交付を受 けようとする者	電気工 事士免 状交付 手数料	(1) 第一種電 気工事士免状 <u>5,900円</u> (2) 第二種電 気工事士免状 <u>5,200円</u>	交付申 請のとき	58 電気工事士 法（昭和35年 法律第139号） 第4条第2項 の規定に基づ く電気工事士 免状の交付	電気工事 士免状の 交付を受 けようとする者	電気工 事士免 状交付 手数料	(1) 第一種電 気工事士免状 <u>6,000円</u> (2) 第二種電 気工事士免状 <u>5,300円</u>	交付申 請のとき
59 電気工事士 法施行令（昭 和35年政令第 260号）第4 条第1項の規 定に基づく電 気工事士免状 の再交付	電気工事 士免状の 再交付を受 けようとする者	電気工 事士免 状再交 付手数料	<u>2,600円</u>	再交付 申請の とき	59 電気工事士 法施行令（昭 和35年政令第 260号）第4 条第1項の規 定に基づく電 気工事士免状 の再交付	電気工事 士免状の 再交付を受 けようとする者	電気工 事士免 状再交 付手数料	<u>2,700円</u>	再交付 申請の とき

改正前					改正後				
60 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状の書換えを受けようとする者	電気工事士免状書換え手数料	2,000円	書換え申請のとき	60 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状の書換えを受けようとする者	電気工事士免状書換え手数料	2,100円	書換え申請のとき
61～79 略					61～79 略				
80 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	液化石油ガス設備士試験手数料	20,700円（電子申請にあっては、 <u>20,200円</u> ）	受験申込みのとき	80 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	液化石油ガス設備士試験手数料	21,400円（電子申請にあっては、 <u>20,900円</u> ）	受験申込みのとき
81～140 略					81～140 略				
141 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録申請経由	20,600円	登録申請のとき	141 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録申請経由	20,700円	登録申請のとき

改正前					改正後				
(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この号、次号及び第144号において同じ。)の申請に係る経由		手数料			(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この号、次号及び第144号において同じ。)の申請に係る経由		手数料		
142～274 略					142～274 略				
275 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験を受けようとする者	採石業務管理者試験手数料	8,000円(電子申請にあっては、 <u>7,800円</u> )	受験申込みのとき	275 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験を受けようとする者	採石業務管理者試験手数料	8,100円(電子申請にあっては、 <u>8,000円</u> )	受験申込みのとき
276～279 略					276～279 略				
280 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験	砂利採取業務主任者試験を受けようとする者	砂利採取業務主任者試験手数料	8,000円(電子申請にあっては、 <u>7,900円</u> )	受験申込みのとき	280 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験	砂利採取業務主任者試験を受けようとする者	砂利採取業務主任者試験手数料	8,100円(電子申請にあっては、 <u>8,000円</u> )	受験申込みのとき

改正前					改正後				
験の実施					験の実施				
281～395 略					281～395 略				
396 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条第2項 又は第3項の 規定に基づく 二級建築士又 は木造建築士 の免許の申請 に対する審査	二級建築 士又は木 造建築士 の免許を 申請する 者	二級建 築士又 は木造 建築士 免許申 請手数 料	19,200円	免許申 請のとき	396 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条第2項 又は第3項の 規定に基づく 二級建築士又 は木造建築士 の免許の申請 に対する審査	二級建築 士又は木 造建築士 の免許を 申請する 者	二級建 築士又 は木造 建築士 免許申 請手数 料	19,300円	免許申 請のとき
396の2・396の3 略					396の2・396の3 略				
397 建築士法 第13条の規定 に基づく二級 建築士試験又 は木造建築士 試験の実施	二級建築 士試験又 は木造建 築士試験 を受けよ うとする 者	二級建 築士試 験又は 木造建 築士試 験手数 料	17,700円	受験申 込みの とき	397 建築士法 第13条の規定 に基づく二級 建築士試験又 は木造建築士 試験の実施	二級建築 士試験又 は木造建 築士試験 を受けよ うとする 者	二級建 築士試 験又は 木造建 築士試 験手数 料	17,900円	受験申 込みの とき
398～414の2 略					398～414の2 略				
415 銃砲刀剣 類所持等取締 法第5条の3 第1項の規定	猟銃及び 空気銃の 取扱いに 関する講	猟銃及 び空気 銃取扱 講習手	(1) 略 (2) (1)に掲げ る講習会以外 の講習会	受講申 込みの とき	415 銃砲刀剣 類所持等取締 法第5条の3 第1項の規定	猟銃及び 空気銃の 取扱いに 関する講	猟銃及 び空気 銃取扱 講習手	(1) 略 (2) (1)に掲げ る講習会以外 の講習会	受講申 込みの とき

改正前					改正後				
に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	習会を受講しようとする者	数料	<u>6,800円</u>		に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	習会を受講しようとする者	数料	<u>6,900円</u>	
416 略					416 略				
416の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講しようとする者	猟銃操作及び射撃技能講習手数料	<u>12,300円</u>	受講申込みのとき	416の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講しようとする者	猟銃操作及び射撃技能講習手数料	<u>12,700円</u>	受講申込みのとき
417～422の4 略					417～422の4 略				
422の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格の認定のための講習会を受講しようとする者	年少射撃資格認定講習手数料	<u>9,700円</u>	受講申込みのとき	422の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格の認定のための講習会を受講しようとする者	年少射撃資格認定講習手数料	<u>9,800円</u>	受講申込みのとき
423～445 略					423～445 略				



改正前					改正後						
446	警備業法 第42条第2項 第1号の規定 に基づく機械 警備業務管理 者講習の実施	機械警備 業務管理 者講習を 受講しよ うとする 者	機械警 備業務 管理者 講習手 数料	38,000円	受講申 込みの とき	446	警備業法 第42条第2項 第1号の規定 に基づく機械 警備業務管理 者講習の実施	機械警備 業務管理 者講習を 受講しよ うとする 者	機械警 備業務 管理者 講習手 数料	39,000円	受講申 込みの とき
446の2～494 略					446の2～494 略						
備考 略					備考 略						

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。